

申し込み（開催案内）の流れ

町への開催案内の手順を記載します。なお、必ずこの通りに進めることを指定するものではありません。

▶ 地域や団体が抱える共通の課題・要望などがある

YES

▶ 町長と直接会って意見交換をしたい

YES

【開催予定日の1～3カ月前】

① 事前申し込み（団体→町）

▶ 予定している開催日時・場所について、事前に相談してください。

▶ 団体が予定している日時に町長が出席できるかどうか、公務等の予定を確認し返答します。

相談先：総務課広報公聴係（内線 2319）

YES

【開催日の2週間前】

② 開催案内（団体→町）

▶ 案内文書（町長宛て）を町に提出してください。

▶ 案内文書には、開催日時、場所、内容（できるだけ具体的に記載）、連絡先を記載してください。
※案内文書は任意様式で構いません。上記の内容が記載されていれば、これまで自治会で使用していた様式を変える必要はありません。

提出先：総務課広報公聴係（内線 2319）

YES

【当日】

▶ 町長および座談会の内容に応じた担当課長等が出席します。

▶ 事前に課題・要望等を具体的（該当箇所など）に提供いただいた内容については、それに対する回答を用意して出席します。

▶ 個人的な意見・要望などがある

YES

① 担当課へ直接連絡

直接担当課へご連絡ください。

② ウェブ

右の二次元バーコードから意見等をお寄せください。町ホームページでも受け付けています。



LoGo フォーム

③ 意見箱



役場庁舎1階エントランスホールに「意見箱」を設置しています。

■ お願い

皆さんからいただいた意見・要望について、町から内容の確認やその対応について回答をするため、できる限り氏名・連絡先の記載にご協力ください。

Q. 必ず開催しなきゃいけないの？

座談会を必ず開催する必要はありません。毎年開催している自治会もあれば、2年に1回開催する自治会、開催しない自治会もあります。昨年度は4団体が開催し、計64人が参加しました。

各自治会が主催する「町長との意見交換会」のことを、町の取り扱い上「町政座談会」と呼んでいます。各自治会が地域で抱える課題等について、町長と意見交換などを行うために開きます。地区の公民館等を会場にし、町長はじめ座談会の内容に応じた各担当課の課長等が出席し、地域の皆さんからの課題・要望等を聞き、それに対する意見交換を行います。

Q. 町政座談会ってなに？

町はこれまで、各自治会が主催する町政座談会へ、町長はじめ各担当課の課長等が出席し、地域の皆さんと意見交換を行ってきました。このたび、町政座談会の受け付け対象を拡大しました。各地域や団体等で抱える課題・要望などについて町長等と意見交換を行いたい場合は、町政座談会をご活用ください。

問 総務課広報公聴係（内線 2319）

地域や団体が抱える課題・要望を聞きに伺います 町政座談会の受け付けを拡大します

これからの町政座談会

■ 対象

自治会等の団体（おおむね10人以上）

▶ 従来は自治会を対象としていましたが、各種団体・サークル等も対象とします。人数はあくまで目安です。

■ 日時

事前にご相談ください。公務等により調整させていただく場合があります。

確認先：総務課広報公聴係（内線 2319）

■ 場所

主催する団体で確保してください。

■ 内容

地域（団体）で抱える課題・要望など

※課題・要望等について、事前に町へその内容を教えていただくことで、当日の意見交換が円滑に進みます。

■ その他

開催案内（課題・要望事項記載）は2週間前までに提出してください。